

## 寄贈

2016

5. 17 西山宏様:第3回福岡六大学美術展盾 他3点  
 5. 26 松岡正樹様:『CHARLES KELSEY DOZIER of Japan』  
 6. 10 蓬沼孝雄様:高等学部時代のアルバム  
 6. 17 西山宏様:1953年中学校・高校卒業アルバム  
 6. 28 田中勉様:大学神学科通信講座修了証書 他19点  
 9. 7 松岡正樹様:日本バプテスト西部組合教会関係絵葉書  
 9. 15 藤木徹雄様:大学体育会「送別会誌」No.IV、V  
 10. 17 長澤正之様:大学「西南スポーツ」55号他67点  
 11. 1 和佐野健吾様:大学体操部『体』2号-5号 他148点  
 12. 6 吉田雅俊様:大学自治会再建委員会資料  
 12. 15 吉田雅俊様:長住バプテスト教会CD-ROM 125枚  
 (カルベッパー、齊藤剛毅他)

2017

1. 31 吉田雅俊様:古賀武夫合同告別式式次第、会葬礼状  
 2. 21 松岡正樹様:『伝道者の妻』M.B.ドージャー著  
 2. 27 藤澤裕人様:ロゴ入りバックルのベルト

## 活動記録

2016

4. 1 学院史資料センター並びに事務室開室  
 4. 7 第53回百年史監修委員会～第79回<2017.1.30終了>  
 4. 25 第46回百年史編纂委員会  
 5. 13 『西南学院史紀要』第11号発行  
 5. 15 『Dozier-C.K.ドージャー夫妻の生涯』発行  
 5. 15 西南学院創立100周年記念式典でキャンパスツアーを担当、並びに祝賀会で展示・イベントゾーンを担当  
 5. 31 2016年度第1回学院史資料センター運営委員会  
 6. 20 第47回百年史編纂委員会  
 7. 27 第2回学院史資料センター運営委員会  
 7. 29 第1回百年史監修合同委員会(以後、継続的に実施)  
 9. 7 第48回百年史編纂委員会  
 9. 16 第3回学院史資料センター運営委員会  
 9. 23 原稿執筆:『SEINAN Spirit』198号「メモリアルコラム」  
 9. 23 画像提供:「元寇防墨跡発掘」他6点  
 9. 26 第49回百年史編纂委員会  
 10. 7 第4回学院史資料センター運営委員会  
 10. 12 貸出:『西南学院大学ラグビー部史 80年のあゆみ』他2点  
 10. 22 西南学院百年館(松緑館)オープニングセレモニー  
 10. 22 展示:学院史資料センター開設記念企画展「3人のドージャーからのメッセージ」(-1.20まで)  
 11. 2 複写:『西南学院新聞』第8号他3点  
 11. 9 閲覧:「大学卒業記念アルバム」(1987、1988)  
 11. 12 大学ホームカミングデーの「松の緑 青春の色」に協力  
 11. 14 閲覧:「元寇防墨跡の関連資料」他22点  
 11. 24 原稿執筆:『SEINAN Spirit』199号「メモリアルコラム」  
 12. 5 第50回百年史編纂委員会  
 12. 7 貸出:「ランキン博士の肖像画」  
 12. 13 第5回学院史資料センター運営委員会  
 12. 20 閲覧:「大学卒業記念アルバム」(1972、1973、1974)

2017

1. 6 校正:『Please』「ウォーリズ」(JR九州車内雑誌)  
 2. 6 西南学院創立100周年事業ポスター展(-3.18)  
 2. 15 第6回学院史資料センター運営委員会  
 2. 17 閲覧:写真撮影のため「C.K.ドージャーの日記」  
 2. 20 第51回百年史編纂委員会  
 2. 23 貸出:「キリスト教資料展示室綴1990～2002」  
 2. 27 画像提供:「西新キャンパス航空写真」他2点

## 学院史資料センター運営委員会

- 委員長 G.W.バークレー(学院史資料センター長、院長)  
 委員 後藤新治(大学博物館長)  
 古田雅憲(大学図書館長)  
 金丸英子(大学神学部教授)  
 瓜生和也(中学校・高等学校教諭)  
 高口沙耶香(小学校教諭)  
 楠崎賢(舞鶴幼稚園主任教諭)

## 事務局

- 篠田裕俊・世戸口尚英  
 高松千博・大石里紗

2016.4.1～2017.12.31

9. 7	管弦楽団OB会様:『西南学院大学管弦楽団30年史』他8点
9. 15	柿澤佳子様:『私の歩いた道』(曾根ミサホ著)
10. 24	吉田雅俊様:『西南』高等学部発行、『西南文学』西南文学会発行、西南学院大学グリークラブ・山口大学メンヌルコール合唱演奏会パンフレット
10. 31	山縣和彦様:レコード他7点
12. 1	松見俊様:日本バプテスト連盟定期総会資料等 21点
12. 1	松尾龍二様:神学部(干隈校地)の写真
12. 18	長澤正之様:『西南学院大学鳥瞰図』
12. 19	吉田雅俊様:高校ゲッセマネ会報、西南学院教会創立記念礼拝写真2枚、その他21点
12. 20	小林洋一様:教会週報等
12. 21	山口裕史様:『西南学院高等学校書道部四十年の歩み』、『山口蝸牛作品集』
12. 26	的野恭一様:大学船越ゼミ『千舟会会報』15周年記念号 (事務局内移管資料は除く)

2016.4.1～2017.12.31

3. 7	第52回百年史編纂委員会
3. 13	原稿執筆:『SEINAN Spirit』200号「メモリアルコラム」
3. 15	閲覧:『西南学院―その50年の歩み』
3. 24	校正:『赤煉瓦通信』(学院広報誌)の「学院メモリアル」
3. 24	照会:「チャップマンについて」
4. 3	ベース展示「西南学院の象徴(シンボル)」
4. 24	第53回百年史編纂委員会
5. 1	来訪:青山学院
5. 15	『西南学院史紀要』第12号(最終号)発行
5. 22	2017年度第1回学院史資料センター運営委員会
5. 22	閲覧:「日本バプテスト大阪教会」他3点
5. 22	貸出:「創立100周年学生等行事委員会 サイエンス・ラボ2014～2016」
5. 23	全国大学史資料協議会西日本部会出席
5. 26	貸出:インカレ結団式のため大学校旗
6. 5	閲覧:「芦屋キリスト教会」資料
6. 5	閲覧:「古賀バプテスト教会」資料
6. 6	来訪:福岡女学院
6. 14	閲覧:「西南学院大学親交会」資料
6. 23	原稿執筆:『SEINAN Spirit』201号「メモリアルコラム」
6. 28	取材協力:「松根油」について
6. 30	第54回百年史編纂委員会
7. 11	閲覧:「久留米キリスト教会」資料他2点
7. 13	閲覧:「大学卒業記念アルバム」(1988～2009)
8. 4	校正:「大学卒業記念アルバム 2018」
9. 1	第55回百年史編纂委員会
9. 25	原稿執筆:『SEINAN Spirit』202号「メモリアルコラム」
9. 29	貸出:ビデオ資料「ふるさとのアルバム」
9. 30	大学ホームカミングデーの「松の緑 青春の色」に協力
10. 2	複写:「バプテストの人々」330号他11点
10. 10	第56回百年史編纂委員会
11. 6	複写:「奉安室」の画像他4点
11. 7	第2回学院史資料センター運営委員会
11. 8	撮影:「菊の紋章」他2点
11. 15	複写:「旧校舎配置図」他1点
11. 21	複写:「雨天体操場」他7点
11. 27	原稿執筆:『SEINAN Spirit』203号「メモリアルコラム」

## 西南学院史資料センター通信

## 一粒の麦 2018 NO.1

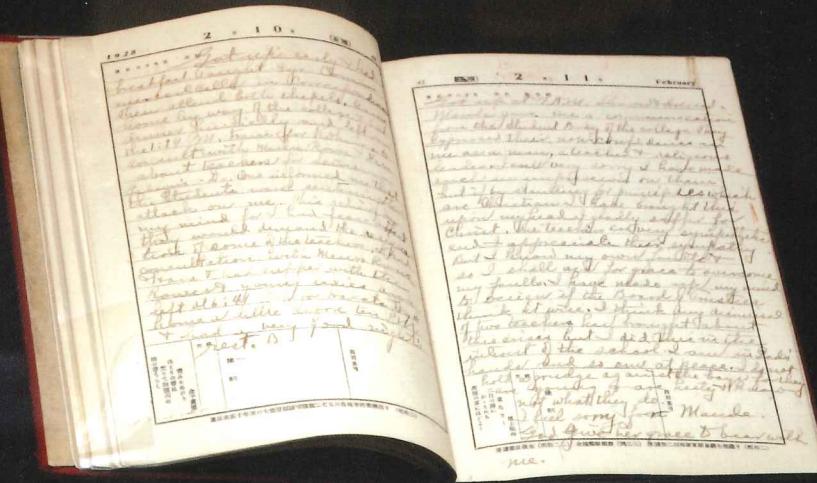
発行者:西南学院史資料センター  
 発行日:2018年3月1日  
 TEL:092-823-3920  
 FAX:092-8511 福岡市早良区西新6-2-92  
 e-mail: swarc@seinan-gu.ac.jp  
<http://www.seinan-gakuin.jp/archive.html>

## 西南学院史資料センター通信



## 一粒の麦

Seinan Gakuin Archives Newsletter



C.K. Dozier's Diary

C.K.ドージャーの日記(複製)1928年

## 「西南学院史資料センター通信 一粒の麦」の創刊にあたって

西南学院史資料センター  
センター長 G. W. バークレー

西南学院史資料センターは、本学院創立者C.K.ドージャー及び学院の創立、運営等に携わった関係者の事績を明らかにするとともに、西南学院創立以前から今日に至るまでの学院に関する歴史を調査・研究し、建学の精神を将来に継承することを目的として2016年4月に開設いたしました。

開設にあたり、当センターでは、学院内に所蔵されていた歴史的資料を整理し、また、学院に関するさまざまな資料の収集・整理を進め、同年10月に、西南学院史資料センター開設記念企画展「3人のドージャーからのメッセージ」を開催いたしました。その後、この3月1日より「戦時下の西南学院と平和宣言」と題して企画展を行っております。ここに、西南学院創立100周年を機に紐解いた西南学院の歴史を、皆さんにお披露目できることを喜ばしく思うとともに、これまで携わっていただいた多くの方々に感謝申し上げます。

オープンから1年が過ぎ、徐々に来場者が増えてきましたが、今後さらに多くの皆さんにご利用いただけるよう、当資料センターの所蔵、研究及び展示内容等をお知らせするため、本通信を年1回発行することにいたしました。多くの皆さんに当資料センターを知っていただけた幸いです。そして是非、西南学院史資料センターへお越しいただけることを願っております。

西南学院

2018  
NO.1

# 「戦時下の西南学院と平和宣言」

西南学院は、2016年4月、学院創立100周年に、「西南学院創立百周年に当たっての平和宣言」を発表し、学院の戦争責任・戦後責任の告白と平和宣言を行ないました。西南学院史資料センターには、戦時中の様々な歴史資料を所蔵しており、それらの歴史資料を中心に展示し、学院がどのような状況であったかを明らかにいたします。

## <展示構成>

### 第1章 強まる軍国主義

1925年、校長の権限が及ばない陸軍現役将校による軍事(学校)教練が始まった。軍事教練は軍事教育となって教育の独立性を脅かし、軍国主義教育が強化されていった。

1935年以降、私立学校にも「御真影」を奉戴させ、天皇・皇后の写真を「現人神」として挙げさせた。「教育勅語」は、戦前の道徳教育の根幹となり、次第に神聖化され、式典の際には校長が奉読した。

1937年、学院は、教育勅語と御真影の下賜を願い出、「謹厳と歡喜の中に御真影挙戴式」を行ない、院長室に「奉安所」を設けた。

- ・『学校教練必携 術科之部 前篇』
- ・教育ニ関スル勅語
- ・狹窄射撃場設置願
- ・奉安所扉の上部に取り付けられた菊花紋章 他



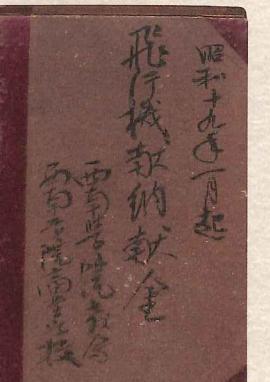
学校教練必携  
術科之部 前篇

### 第2章 軍事体制下の西南学院

日中戦争が始まると、学院からも戦地に出征する者が相次いた。キリスト教学校に対する世論の圧力が増して、キリスト教撲滅運動が行なわれた。1941年には、日米関係の悪化に伴い宣教師達は帰米した。英語は敵性語となり、校章を「SWA」から「三葉の松葉」に替えた。勤労動員は拡大・恒常化し、軍需工場や陸軍の飛行場での作業などに従事した。

1943年11月15日、高等学部は仮卒業式を行ない、水町院長は、出陣学徒に「皇風宣揚に勇戦奮闘せられよ」と壮行の辞を贈り、士気を鼓舞した。その後、入営学徒壮行式を行ない、学生一同の献金で買い求めた国旗を入営学徒に餞別として贈呈した。

- ・皇紀記念二千六百年奉祝武道大会の記念バッジ
- ・戦時国債
- ・出征者への寄せ書き
- ・『飛行機献納献金』 他



飛行機献納献金

### 第3章 西南学院創立百周年に当たっての平和宣言

学院は創立100周年にあたり、学院の戦争責任・戦後責任の告白を踏まえて平和宣言を行なった。平和宣言(7つの言語)とその解説文をパネル展示し、あらためて「平和宣言」を表明する。

- ・西南学院戦没者名簿
- ・「何故、西南学院の戦争責任・戦後責任を考え、その告白に至ったか」 他
- ・「西南学院創立百周年に当たっての平和宣言」(各國版)

<展示期間> 2018年3月1日～5月19日 <会場> 西南学院百年館(松緑館)1F 資料センター企画展示室

### Archives 2016年の企画展

#### 「3人のドージャーからのメッセージ」

第1回企画展(会期 2016年10月22日～2017年1月20日)は、学院史資料センターの開設記念として開催し、西南学院の創設期に尽力した創立者であるチャールズ K. ドージャーと、女性へのキリスト教教育に力を入れた妻のモード、戦後の復興と発展に取り組んだ息子のエド温イを取り上げました。この3人のドージャーが残した言葉を手掛かりに、彼らがいかにしてキリストに従い、建学の精神を体現したのかを紹介しました。



### 西南学院史資料センター規程

2015(平成27)年12月10日 制定

(設置)

第1条 学校法人西南学院(以下「学院」という。)に西南学院史資料センター(以下「資料センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 資料センターは、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 学院創立者 C. K. ドージャー並びに学院関係者の事跡及びその歴史を明らかにし、建学の精神の涵養、歴史への理解とその継承を図る。
- (2) 学院、バプテスト教会及び学院に連なる全ての関係者に係る資料の収集・保存及び調査・研究を行って、それを広く公開して交流の拠点となり、学院の教育並びに研究の充実及び発展に資する。

(事業)

第3条 資料センターは、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 資料の収集、整理及び保存
- (2) 調査・研究及びその成果の発表
- (3) 展示会、講演会、公開講座等の開催
- (4) 資料の公開及びレファレンスサービス
- (5) 学院内における西南学院史の教育に関する業務
- (6) 年史刊行に関する諸業務及び資料センターに係る刊行物等の発行
- (7) その他前条の目的達成に必要な事項

(資料センター長)

第4条 資料センターに資料センター長を置く。

- 2 資料センター長は、資料センターを代表し、その業務を統括する。
- 3 資料センター長は、院長がこれを兼ねる。
- 4 資料センター長の任期は、院長の在職期間とする。

(資料センター事務室)

第5条 資料センターに事務室を置く。

2 事務室は、室長以下複数名の事務職員により資料センターの業務を担当する。

(アーキビスト)

第6条 資料センターには、アーキビストを置くものとする。

- 2 アーキビストは、資料センター事務室長の指示のもと、資料センターの業務を担当する。

(資料センター運営委員会の設置)

第7条 資料センターに、資料センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の任務)

第8条 運営委員会は、第3条に定める所管事項の審議及び計画の策定を行う。

(運営委員会の構成)

第9条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 資料センター長
- (2) 大学図書館長
- (3) 大学博物館長
- (4) 大学神学部専任教員のうち大学神学部長が指名した1名
- (5) 中学校・高等学校専任教員のうち中学校・高等学校長が指名した1名
- (6) 小学校専任教員のうち小学校長が指名した1名
- (7) 幼稚園専任教員のうち幼稚園園長が指名した1名
- (8) 保育所専任教員のうち保育所園長が指名した1名
- (9) 総合企画部長
- (10) 資料センター事務室長
- 2 運営委員会には、資料センター長が必要と認めた者を陪席させることができる。ただし、陪席者は、議決権を有しない。
- 3 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。この場合において、役職上委員となる者の任期は、その職にある期間とする。
- 4 運営委員会は、必要に応じ小委員会を設置することができるものとする。

(運営委員会会議)

第10条 運営委員会は、運営委員長がこれを招集してその議長となる。

- 2 運営委員長は、資料センター長がこれを兼ねる。
- 3 運営委員長に事故があるときは、委員の互選によって議長に定める。
- 4 運営委員会は、構成員の過半数の出席がなければ成立しない。
- 5 運営委員会の議決は、出席者の過半数の賛成で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(資料の収集及び保存)

第11条 資料の収集及び保存については、西南学院史資料保存規則(2015(平成27)年12月10日)に定めるものとする。

(管理運営)

第12条 資料センターの利用については、西南学院史資料センター利用規則(2015(平成27)年12月10日)に定めるものとする。

(所管部署)

第13条 この規程に関する事務は、総合企画部資料センター事務室の所管とする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、常任理事会が行う。

(附則)

この規程は、2016(平成28)年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、2017(平成29)年4月1日から施行する。

### 西南学院史資料センター利用規則

2015(平成27)年12月10日 制定

(趣旨)

第1条 この規則は、西南学院史資料センター規則(2015(平成27)年12月10日)第12条に基づき、西南学院史資料センター(以下「資料センター」という。)の利用について定めるものとする。

(休館日)

第2条 資料センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、資料センター長が認めたときは、臨時に開館又は休館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (4) キリスト降誕祭(12月25日)
- (5) 年末年始の休日(12月28日から1月5日まで)

2 前項の規定にかかわらず、資料センター展示室の休館日は、西南学院百年館の休館日と同じとする。

(開館時間)

第3条 資料センターの開館時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、入室は午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、資料センター展示室の開館時間は、西南学院百年館の開館時間と同じとする。

3 資料センター長が必要と認めたときは、当該時間を変更することができる。

(利用資格)

第4条 資料センターを利用する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学生(大学院生、研究生及び研究員を含む。)
- (2) 本学生徒、児童及び園児
- (3) 本学教職員
- (4) 同窓生及び元教職員
- (5) 他学図書館などからの紹介者
- (6) 資料センター長が特に認めた者

(資料の閲覧など)

第5条 資料センター長が必要と認めたときは、前条第1項に規定する者の申請により、その調査研究の用に供するため、資料センターの所蔵する資料(以下「資料」という。)の閲覧又は複写を許可することができる。

2 資料の閲覧又は複写をしようとする者は、あらかじめ資料の閲覧又は複写を文書で申請しなければならない。

3 申請書の様式は、別に定める。

(資料の閲覧制限)

第6条 次に該当する資料は、閲覧又は複写を制限することがある。

- (1) 保存に影響を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (2) 現に展示中のもの
- (3) 寄託された資料及び借用した資料で、寄託者又は貸出者の承諾を得ていないもの
- (4) 資料センター運営委員会において、不適当と認めたもの

(資料の貸出し)

第7条 資料は、貸出しを行わない。ただし、資料センター長が特に認めたときは除く。

- 2 資料の貸出しを希望する者は、資料借用書を提出し、資料センター長の許可を受けなければならない。
- 3 資料の貸出しの許可を受けた者は、資料センター長の指示するところにより、資料の管理にあたらなければならない。
- 4 資料の貸出しの許可を受けた者は、当該資料を他に転貸してはならない。
- 5 資料の貸出し期間は、資料センター長がその都度定める。

(損害の賠償)

第8条 見学者等の資料センター利用者又は資料の貸出しの許可を受けた者が、故意又は過失など自己の責に帰すべき理由により、施設設備、展示資料又は貸出資料を損傷し、又は滅失したときは、資料センター長の指示を受けてこれを原形に復し、又は資料センター長が定める相当の代価をもって損害を賠償しなければならない。ただし、資料センター長が特にやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(資料の寄贈)

第9条 資料センターは、資料の寄贈を受けることができる。

- 2 資料センターに資料を寄贈しようとする者は、資料センター長にその旨を申し出るものとする。
- 3 資料センター長が寄贈を受けることを決定した場合は、本人にこの旨を通知するものとする。

4 寄贈を受けた資料は、寄贈者の氏名及び寄贈年月日を表記し、永くその篤志を伝える。

(資料の寄託)

第10条 資料センターは、資料の寄託を受けることができる。

- 2 資料センターに資料を寄託しようとする者は、資料センター長にその旨を申し出るものとする。
- 3 資料センター長が寄託を受けることを決定した場合は、寄託者にこの旨を通知するものとする。

4 寄託資料の寄託期間は、その都度資料センター長が寄託者と協議して定める。

- 5 寄託資料は、資料センター所蔵の資料と同一の取扱いとする。
- 6 寄託資料は、あらかじめ定められた寄託期間にかかわらず、寄託者の請求又は資料センターの都合により、これを返還することがある。

7 寄託資料が、天災その他の不可抗力によって損傷又は滅失したときは、資料センターは損害賠償の責を負わない。